21 荘園の人々

~室町時代の荘園~

がぼのみくりや 蒲御厨は、12世紀の初めに成立した伊勢神宮内宮の荘園で、天 竜川と馬込川に挟まれた地域

之由 (史料1) 大寺雑掌申遠江国蒲御厨内安間郷事、 |之上者、早止 今河右衛門佐入道殿 (神高·仲秋) 応永四年十二月十三日 所 が被 仰下 |半済之儀 世、 『静岡県史』資料編6中世二 仍執達如」件 一円可レ被レ ♪沙-汰||付雑掌 為 |厳重塔婆料 614

(浜松市東区)に所在した。鎌倉幕府が成立すると北条時政が地頭となり、その後も北条氏が地頭職を継承した。在地の経営は開発領主の流れをくむ蒲氏が担い、伊勢内宮より「蒲御厨検校職」(荘園の現地管理者)に任ぜられていた。室町幕府が成立すると高師泰が地頭職を得たが、観応年間(1350~52)には幕府の御料所となり、1391(明徳2)年、3代将軍足利義満が、東塔再建の財源として東大寺に寄進して東大寺領荘園となった。

1 蒲御厨における半済

〈史料 1〉は、蒲御厨の安間郷について、東大寺の東塔再建の料所であるので、半済を停止して東大寺の雑掌(東大寺より派遣された荘園の現地管理者)に支配権を引き渡すようにと、管領斯波義将が将

軍足利義満の命令を遠江守護今川仲秋に伝えた管領奉書である。

観応の擾乱に際して近江・美濃・尾張3か国に出された半済令はやがて全国に拡大され、守護はこれを利用して在地支配を進めていった。14世紀後半の遠江の守護は、今川範国・今川貞世・今川仲秋と受け継がれた。蒲御厨が東大寺に寄進された1391年から1397(応永4)年までに守護による半済が行われ、荘園領主である東大寺による現地支配と東塔再建資金の確保に支障をきたしていたのである。

取財 右当寺者、 徒僉議如 役 東大寺衆徒僉議日 并検断以下諸公事所,,免除,之状如,件 東大寺領遠江国蒲御 (史料3) (史料2) 流而動守護方及□違乱 □之間 遠州蒲御厨国方大谷入道狼藉事 応永卅年十一 応永三十年九月十二日 産 捨 |搦¬取百姓等|条、先代未聞之悪行、 |住屋||令||逃散 為二大伽藍修造之料所 月 《『静岡県史』資料編6中世二 『静岡県史』資料編6中世二 処 為 [中略] 守護使猶以 6 ||乱入 |、 ||守護使不入之地|、 百姓等依」難」応 御寄附異」他之地也 〔中略〕 798 頁 800 其

2 守護の乱妨

この後も守護による荘園支配の妨害は続き、1423(応永30)年9月には足利義持が、守護使不入を確認して設議以下の諸賦課の免除を東大寺に伝えている〈史料2〉。しかしながら守護方の狼藉は止まず、同年11月には守護使大谷入道が段銭の徴収を画策し、東大寺の抗議にもかかわらず70余人で御厨に乱入するという強行措置をとった。御厨の百姓らはその負担には応じ難いと家屋を捨てて逃散

したが、守護使は百姓の財産を没収するという「先代未聞の悪行」に出た〈史料3〉。

年貢未進などにより百姓の財産が差し押さえられることを検封というが、守護方はこれに準じ

たのであろう。このように荘園の在地支配をめぐって守護と領主の対立は繰り返され、領主方は 守護の非法を幕府に訴えて荘園経営の維持をはかろうとした。

3 百姓の抵抗

在地の百姓は、ある時は荘園領主と結んで守護の非法と対決したが、ある時は領主の支配に抵抗した。〈史料4〉によれば、蒲御厨の公文(在地で百姓の支配と年貢の徴収・納入を行い、30

世二旦顯真	資料編6中世1	(『静岡県史』	
	中	土 油倉御房人々御中	進上
(花押)	美野(石田)	卯月十九日	
恐惶謹言、		〔中略〕乍」恐以;;内状;申入候、	候、
徳政之張本之由を申上		第・刑部四郎已上六人、	五郎
・同孫六・藤	门·河井隼人·	族等	検校
、蒲面々内ニ	甲上候□細ハ、	月之時分、同吉良殿へ申上候□	月ゥ
引間吉良殿ノ御代官二		乍」恐以二内状,又申上候、	乍
		(史料5)	金
世二 1091 頁)	資料編6中世二	(『静岡県史』	
		御奉行所	油
蒲諸公文御百姓等		康正二年十二月十三日	
		[中略]	一
	計会不」及」申候、	結句旱魃条々、計会不	結
、迷惑之処ニ	質ニ置悉失候、	御百姓種食共二彼倉二質二置悉失候	御
口強人焼捨候、	引間倉去正月十六日強人焼捨候、	就,,,德政事,、引間倉	— 给
		[中略]	—
	仰百姓等謹言上	遠江国蒲御厨諸公文御百姓等謹言上、	造
		Δ.	目安
		(史料4)	金

人ほどいた)・百姓らが、1456 (康正2) 年の正月に引間市 (浜松) で起きた徳政一揆によって、土倉に質入していた種籾が焼き払われたとして、蒲御厨の経営を担当していた東大寺の油倉 (造営事務を担う機関) に年貢の減免を求めている。一方、引間市を管理する吉良氏の代官が、吉良氏に蒲御厨の検校一族の6人が「徳政の張本」として関与していると訴えており、これに対して東大寺の代官 (東大寺より派遣された荘園の現地管理者) 石田義賢が6人の弁護を行っている〈史料5〉。

公文・百姓らが領主への年貢減免要求の一因にあげた徳 政一揆の張本に、検校の一族が参加していたとなると、公 文・百姓らもなかなかしたたかである。

さて、公文・百姓の利害は必ずしも一致していたわけではなく、事案によっては領主への対応が割れた。蒲御厨は用水使用にかかわって東方・西方に分かれていたが、西方の百姓が損免を求めて逃散を企てたのに対して、公文河井清友は損免の要求は東西一致して行動すべきなので不同意であるとこれを非難している〈史料6〉。

蒲御厨の史料には、荘園の経営・支配をめぐる領主・守護・百姓らの動きが生き生きと語られており、その様子を今に伝えている。

(『静岡県史』資料編6中世二 100頁) (『韓へ共、我々事ハ不, 同申」候、其子細者、損免之事なとハ、 東西同心ニ可」申候、〔中略〕定巨細者庄主様より可」有, 御注 進」候、恐惶謹言 進」候、恐惶謹言 進」候、恐惶謹言 進」は、恐惶謹言 進」は、恐惶謹言 道閣(花押) (『静岡県史』資料編6中世二 100頁) (『静岡県史』資料編6中世二 100頁)

〈参考文献〉

『静岡県史』通史編2中世